

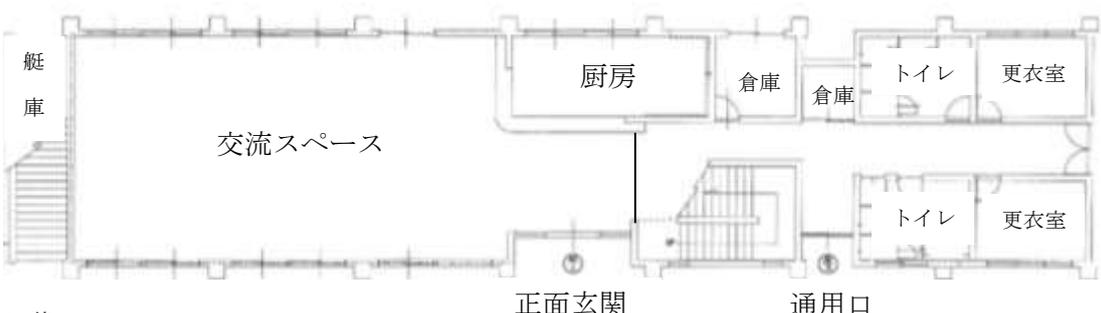
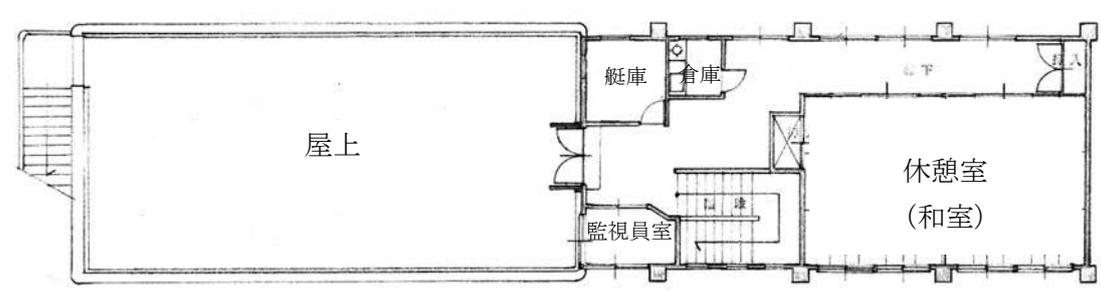
令和 8 年度

佐渡市海の家さわた活用業務募集要項

令和 8 年 3 月

佐 渡 市

## 対象施設の概要

施設名	海の家さわた
所在地	佐渡市河原田本町 411 番地 3
施設担当部局	観光文化スポーツ部観光振興課企画調整係
<p>【施設構成】</p> <p>1 階</p> <p>建物内部：厨房、交流スペース、倉庫、更衣室（男・女）、トイレ（男・女）          建物外部：シャワー室、艇庫</p>  <p>艇庫 交流スペース 厨房 倉庫 倉庫 トイレ 更衣室          トイレ 更衣室          正面玄関 通用口</p> <p>2 階</p> <p>建物内部：休憩所（和室）、監視人室、艇庫</p>  <p>屋上 艇庫 倉庫 監視員室 休憩室（和室）</p>	
各部屋使用状況	1 階：倉庫 2 部屋をライフセーバー等の用具保管庫として使用 2 階：倉庫を海水浴場用具室として使用
据付の備品類	椅子：28 脚      エアコン：交流スペース 5 基、厨房 1 基 テーブル：6 個      AED：1 台
その他備品・設備に関すること	厨房にはシンクのみ設置してあります。 シンク以外の備品類及び設備は一切設置されていませんので、申請者が必要とする備品類及び設備はご自身でご用意ください。
水道接続状況	①上下水道接続済 ②水道系統 ・1 階系統（1 階交流スペース、厨房、トイレ、玄関前水栓） ・2 階系統（2 階給湯室、海岸水栓） ・シャワー系統（外部シャワー）
施設使用予定	5 月：佐渡ロングライド 210 7 月：オープンウォータースイミング 8 月：獅子が城祭り 9 月：佐渡国際トライアスロン

## 公募の目的

佐和田海岸に面する施設である海の家さわたを拠点とし、業務受託者が有する技術及び能力等をもって海水浴場の利用環境の向上を推進するほか、観光振興に資する事業やマリンスポーツ事業を企画し実行することで、地域の賑わい創出につなげることを目的とする。

## 公募における注意

海の家さわたにおいては、本公募公開日である令和8年3月23日までに佐渡市が発注した修繕工事を除いて、本公募のための修繕工事は実施しません。3月23日の現状をもって委託業務を実施していただくことになります。

申請者は上記に同意して業務申請書を提出したものとみなします。

## 業務内容

### (1) 受託者の主たる業務

自身が有する技術及び能力等をもって海の家さわたを活用し、地域の活性化及び観光の振興に資する事業及び佐和田海岸におけるマリンスポーツに関する事業を計画し、佐渡市と協議の上、これを実行する。計画の実行により得られた利益は、業務受託者の収入とする。

なお、業務実施の際に海の家さわたの内部改修を必要とする場合は、佐渡市に必要書類を提出し、審査及び許可を受けたうえで、受託者の負担で行うものとする。

なお、改修した箇所については契約期間終了後に原状回復を原則とするが、佐渡市が原状回復を不要と判断した場合はこの限りではない。

### (2) 補助業務

業務受託者は、主たる業務に付随して下記の補助業務を行う。

①佐渡市が所有するシーカヤック及びスタンドアップパドルボード（以下「シーカヤック等」という。）を佐渡市公認マリンスポーツインストラクターの資格を有する個人または団体に対して貸出及び返却受付を行う。

②佐渡市が所有するシーカヤック等の物品を適切に管理すること。

③施設清掃業務※

※清掃用品は佐渡市が支給する。

※清掃範囲は施設全体とするが、指定海水浴場開設期間中は下記の範囲を除く。

（1階廊下、トイレ、更衣室、階段、2階監視員室）

## 業務実施のために使用できる施設内区域

受託者が業務実施のために使用できる区域は、下記のとおりです。

1階：交流スペース、厨房、トイレ

2階：休憩室

## 業務に係る委託料

業務に係る委託料は0円とします。

## 施設の開業時間

開業時間は、佐渡市海の家さわたの設置及び管理に関する条例第4条に基づき、8時30分から17時00分までを原則としますが、協議により変更することができます。

## 委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和9年4月30日とするが、協議により短縮することができるものとします。また、佐渡市海の家さわたの設置及び管理に関する条例第3条に基づき、期間中は無休を原則としますが、協議により休業日を設定できるものとします。

## 業務受託者が負担する費用

この項目で示している費用の額は、過去の実績です。

施設の使用実態によって変動しますので、あくまでも参考額としてお考えください。

(1) 主たる業務の計画及び実施に係る費用

(2) 行政財産目的外使用料

(業務実施のために受託者が使用できる区域のうち、実際に使用する区域の面積分)

※令和7年度参考額：月額14,790円※年額177,480円

(使用区域：1階交流スペース及び厨房)

(3) 光熱水費

### 【電気料金】

(令和6年度参考額：月額最大約52,000円)

従量電灯：1日当たりの平均電気料を算出し、営業日数の3分の1の平均電気料を負担する。(基本料金と超過料金3分の2は佐渡市負担とする。)

低圧電力：電力量料金を負担する。(基本料金は佐渡市負担とする。)

### 【水道料金】

(令和6年度参考額：月額最大約8,000円)

1階水道系統の10㎡を超えた分を負担する。(10㎡までは佐渡市負担とする。)

(4) 施設の修繕費

受託者が業務実施のため改修を行った箇所において、破損等が発生し修繕を要する場合は、受託者の費用負担にて該当箇所の修繕を行う。

令和8年3月23日以前の状態から形状変更が無い箇所において、破損等が発生し修繕を必要とする場合は、佐渡市の費用負担により修繕を行う。

## 佐渡市による施設使用予定

(1)、(2)に記載する期間中は、不特定多数の人員が出入りしますので、受託者が業務実施のために持ち込む貴重品類は受託者にて適切に管理を行ってください。

(1) 下記に予定するイベントでは佐渡市が施設の一部または全体を使用します。

イベントの期間中は休業日扱いとします。

- 5月：佐渡ロングライド 210 令和8年5月11日から5月19日  
(使用範囲：施設全体を大会本部及び物資集積所として使用)
- 7月：オープンウォータースイミング 令和8年7月10日から7月12日  
(使用範囲：1階全面を物資集積所として使用)
- 9月：佐渡国際トライアスロン 令和8年8月24日から9月11日  
(使用範囲：施設全体を大会本部及び物資集積所として使用)

(2) 佐和田指定海水浴場開設期間中 (7月～8月)

指定海水浴場開設期間中は、監視員が8:30～17:00の間、2階監視員室と屋上に常駐し監視業務を行います。期間中は、業務のために佐渡市が監視員に対し通用口の鍵と監視員室の鍵を貸与します。

また、期間中は海水浴場利用者向けに、1階トイレ、更衣室を開放します。

## その他団体による施設利用予定

例年、佐渡の盆獅子ヶ城まつり実行委員会において、8月の獅子ヶ城まつりの花火警備本部として、2階テラス及び2階休憩室、トイレの使用申請があります。使用期間は予備日を含めて例年2日間の予定です。

## 休業日補償

佐渡市及びその他団体の施設使用により休業日となった期間の休業補償については、これを行いません。

## 業務実施の基準

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正な管理業務を行うこと
- (2) 受託者が行なう主たる業務を十分理解し、目的を達成すること
- (3) 市民サービスの向上と経費の節減を図ること
- (4) 業務上で取得した個人に関する情報の適切な管理を行うこと
- (5) その他仕様書等で定めるもの

## 申請の資格

次の各号に掲げる資格を全て満たし、要項に定める業務を遂行できる18歳以上の個人・法人またはその他の団体とします。(法人格の有無は問いません。)

- (1) 佐渡市内に住所を有する者。法人またはその他団体においては佐渡市内に事業所(支店・営業所を含む)を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める条件に基づき、下記の項目全てに当てはまらない者
  - ア 成年被後見人
  - イ 未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ウ 破産者で復権を得ない者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがされていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされていない者
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (5) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがない者
- (6) 市税等を滞納していない者(市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税について滞納していない者)
- (7) 施設を管理するための法律等に規定する資格を有する者
- (8) 業務を円滑に遂行し、安全かつ健全な財務能力を有する者
- (9) 条例や仕様書等で規定する業務の遂行に必要な資格等を有する者

### 複数の団体による申請

複数の団体が共同して設けた団体(以下「共同団体」という。)が申請する場合、次の事項に留意してください。

- (1) 共同団体の名称を設定し、共同団体から代表となる団体を定めてください。この場合、他の団体は当該団体の構成団体として扱います。
- (2) 共同団体における業務分担及び責任の割合等を明確にしてください。
- (3) 共同団体の構成団体は、共同団体と別に単独で申請することはできません。

### 参加意向申出手続から業務開始までの流れ

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 参加意向申出期間 | 令和 8 年 3 月 23 日(月) から 3 月 30 日(月)        |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和 8 年 4 月 3 日(金)                        |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 8 年 4 月 7 日(火)                        |
| (4) 施設の見学会   | 令和 8 年 4 月 8 日(水)                        |
| (5) 申請受付     | 令和 8 年 4 月 9 日(木) から 令和 8 年 4 月 16 日(木)  |
| (6) 審査会による審議 | 令和 8 年 4 月 23 日(木)                       |
| (7) 選定結果の通知  | 令和 8 年 4 月 24 日(金) 以降                    |
| (8) 候補者との協議  | 令和 8 年 4 月 27 日(月) から 令和 8 年 4 月 30 日(木) |
| (9) 契約の締結等   | 候補者との協議終了後                               |

### 公募参加意向申出書提出期限等

公募に参加を希望される場合は、別紙様式第 1 号の公募参加意向申出書を次の期限までに提出してください。

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 30 日(月) 午後 5 時 30 分まで
- (2) 提出方法 下記に定める方法のいずれか 1 つ
  - ① 佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課窓口への持参
  - ② 郵送(郵送の場合は令和 8 年 3 月 30 日(月) 必着有効)
  - ③ メールでの提出

(3) 提出先 佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課企画調整係

E-mail u-sisetsu@city.sado.niigata.jp

電子メールで提出する場合は、件名に「佐渡市海の家さわた活用業務委託に係る参加表明書(事業者名)」と明記し、送信後に観光振興課(0259-67-7602)へ必ず到着確認の電話を入れること。

## 申請にかかる費用

申請手続において、申請にかかる一切の費用は申請者の負担とします。

## 公募に関する質問

公募に関する質問は、別紙様式第5号の質問票により令和8年4月3日(金)午後5時30分までに観光文化スポーツ部観光振興課企画調整係へ提出ください。電子メールの場合は、件名に「佐渡市海の家さわた活用業務委託に係る質問(事業者名)」を明記してください。電話での質問は一切受付しません。

質問及び回答内容は、FAXまたはメールにて、公募参加意向申出書を提出いただいた全員へ令和8年4月7日(火)に通知いたします。ただし、事業提案に関する質疑応答は個別に対応の上、非公開とします。

## 施設の見学会

参加意向申出書を提出された方で施設見学を希望された方を対象に、海の家さわたの見学会を行います。

見学を希望される方は、令和8年4月8日(水)10時00分までに、海の家さわた横駐車場(佐渡一周線に面した駐車場)にお集まりください。

## 申請書の提出期限等

申請書(様式第2号)に定める書類を下記の期限までに提出してください。

(1) 提出期限 令和8年4月16日(木)午後5時30分まで

(2) 提出方法 下記に定める方法のいずれか1つ

①佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課窓口への持参

②郵送(郵送の場合は令和8年4月16日(木)必着有効)

③メールでの提出

(3) 提出先 佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課企画調整係

E-mail u-sisetsu@city.sado.niigata.jp

電子メールで提出する場合は、件名に「佐渡市海の家さわた活用業務委託に係る業務申請書(事業者名)」と明記し、送信後に観光振興課(0259-67-7602)へ必ず到着確認の電話を入れること。

(4) 提出部数 各1部

(5) その他 提出された書類は返却いたしません。また、提出された書類は、個人に関する情報等、佐渡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除き、情報公開請求に応じて公開される場合があります。

## 受託者選定方法

令和8年4月23日(木)開催の審査会において、申請内容を審議し候補者を選定します。  
なお、審査会においては申請者から内容の説明を行っていただきます。

出席者は、委員に対して事業計画を詳細に説明でき、委員からの質問に的確に回答できる方としてください。

審議の日程につきましては、後日連絡しますので必ずご出席をお願いします。

## 審議項目

審査会では、次に掲げる審議項目に基づき総合的に評価し、最も適当と認める個人及び法人またはその他団体を選定するものとします。

- (1) 公共的役割の理解と活動意欲
  - ア) 観光振興にふさわしい理念・業務方針を持っているか。
  - イ) 仕様書に定める業務に対する熱意が見られるか。
  - ウ) 地域との協働による相乗効果を考慮しているか。
  - エ) 行政にはない民間の強みを発揮した計画であるか。
- (2) 募集要項、仕様書等の理解
  - ア) 施設の設置目的を理解した計画であるか。
  - イ) 提案の内容が実効性のある計画であるか。
  - ウ) 関係法令を理解しているか。
- (3) 施設の目的や機能の理解、周辺環境への配慮
  - ア) 施設機能を活かした計画がされているか。
  - イ) 環境に配慮(省資源、省エネルギー化)した工夫がされているか。
  - ウ) 施設の機能を理解しているか。
- (4) 管理における的確性の確保
  - ア) マリンスポーツに関する業務の実績があるか。
  - イ) 経営基盤は安定しているか。
  - ウ) 市内に事務所を有しているか。
- (5) 安定した業務実施体制の確立
  - ア) 適正な数の人員が配置されているか。
  - イ) 業務に必要な知識を十分持っているか。
  - ウ) 必要な資格や技術を有しているか。
  - エ) 施設内に業務責任者が常駐しているか。
- (6) 利用者の安全確保
  - ア) 市との連絡系統が整備されているか。
  - イ) 施設管理に関する情報管理について計画があるか。
  - ウ) 個人情報保護の体制が整っているか。
  - エ) 防災対策が計画されているか。
  - オ) 事故、緊急時の対応が考えられているか。
  - カ) 衛生管理の徹底について、具体的な対策がされているか。
- (7) 目標設定、実行管理、見直しの実施
  - ア) 事業の実施スケジュールなどが立てられているか。

- イ) 業務の効率化についての工夫がされているか。
- ウ) 目標が無理なく立てられているか。
- (8) 利用における平等性の確保
  - ア) 利用者の意見や要望を把握し、業務に反映させる工夫がされているか。
  - イ) 高齢者や障がい者、子ども等が利用しやすい工夫がされているか。
- (9) 情報提供の確立
  - ア) 施設利用やマリンスポーツに対する情報提供の工夫がされているか。
- (10) サービスの品質・メニューの向上
  - ア) 利用における利便性の向上についての工夫がされているか。
  - イ) 今までにない新しいサービスが計画されているか。

## 選定結果の通知及び公表

選定結果及び審査会の審議結果は、申請者全員に通知するとともに、選定の透明性と客観性を図ることを目的に次の内容を公表します。

- (1) 候補者に選定された個人、法人その他団体名及び所在
- (2) 選定を行った審査会の委員の所属
- (3) 審査における評点（委員名及び団体名は非公開）

## 選定後の協議

候補者となった申請者は、市と業務に関する協議を行います。

## 申請及び候補の辞退

申請者及び候補者が申請及び候補を辞退する場合は、別紙様式第6号により辞退届を提出してください。

## 受託者の決定

選定後の協議を経た後の業務委託契約の締結により確定します。

## 担当部署

佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課企画調整係

電話 0259-67-7602

FAX 0259-63-5124

E-mail [u-sisetsu@city.sado.niigata.jp](mailto:u-sisetsu@city.sado.niigata.jp)